

研究会連絡会規程
(平成 27 年 5 月 19 日制定)
(平成 28 年 5 月 17 日改正)

(目 的)

第 1 条 本連絡会は、本会の研究会活動に関する情報共有と研究会運営に関する共通事項に関する検討を実施し、研究会の健全な運営と共に本会の発展並びに持続可能な運営に資することを目的とする。

(組 織)

第 2 条 本連絡会に、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 3 名程度、並びに必要な数の委員を置く。

2. 委員長は後任副会長（学術強化担当）とする。
3. 副委員長は前任副会長（学術強化担当）とする。
4. 幹事は会計理事、編集理事、及び委員長の推薦により会長から委嘱された者とする。
5. 委員は各ソサイエティ、グループから推薦された適任者各 2 名とする。ソサイエティが共同運営を認められている場合には、共同運営として 2 名の推薦でも良い。
6. その他、委員会が必要と認める委員若干名

(任 務)

第 3 条 委員長は、会務を主宰する。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。
3. 幹事は、会務の運営に関して委員長及び副委員長を補佐する。
4. 委員長の推薦により会長から委嘱された幹事がある場合は、主幹事を務める。
5. ソサイエティ、グループ推薦の委員は、各自の所属するソサイエティ、グループとのリエゾンをはかる。

(委嘱及び任期)

第 4 条 委員長、副委員長、幹事及び委員は、会長が委嘱する。

2. 理事としての委員長、副委員長、幹事、委員の任期は本会役員としての在任期間とする。
3. ソサイエティ、グループの学会役職として選任された委員の任期は役職任期とする。
4. 前項以外の委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、重任は妨げない。

(取扱う事項)

第 5 条 本連絡会は、その目的を遂行するために、研究会活動に関連して以下の事項を扱う。

- (1) 理事会で認められた方針の下での内規修正あるいは新たな規程の策定
- (2) 著作権の学会への譲渡に関する基本方針の策定
- (3) ソサイエティ、グループに一任する方針を除いた共通事項の協議
- (4) その他、ソサイエティ、グループ単独で扱いにくい事項の協議

(理事会への報告)

第 6 条 本連絡会の委員長は、本連絡会の状況を適宜理事会に報告するものとする。

(補 則)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 17 日改正)

本改正は、改正日から施行する。